

事 務 連 絡

平成25年 5月20日

各部局担当係長 殿

事務局担当係長 殿

財務部財務企画課財務企画係長

謝金及び賃金に係る所得税の源泉徴収に関する取扱いについて

このことについては、平成15年4月23日付け九大主監二第71号「所得税の源泉徴収に関する取扱いについて」（以下『源泉徴収に関する取扱い』という。）にて、所得税の源泉徴収に関する取扱いを通知しているところではありますが、先般の平成24年度内部監査において謝金に係る所得税の源泉徴収の取扱いが確認されたところ、一部の所得税の源泉徴収について、部局間で取扱いの相違が見受けられました。

つきましては、謝金及び賃金に係る所得税の源泉徴収に関する取扱いについて、下記のとおり留意事項を通知しますので、取扱いに遺漏の無いよう関係職員への周知方よろしくお願い致します。

記

1. 所得税の源泉徴収について

原則として、『源泉徴収に関する取扱い』の別表「謝金及び賃金に係る源泉徴収の取扱い」によって取扱うことに変更はありませんが、このたび同別表を整理し直しましたので、以後、この通知の別表「謝金及び賃金に係る源泉徴収の取扱い（平成25年5月20日通知）」により取扱っていただきますようお願い致します。

2. 特に留意が必要な支出事項について

以下（1）～（3）の事項は、平成24年度内部監査において部局間での取扱いに相違が見受けられた支出事項です。当該事項の謝金支出に係る源泉徴収にあたっては、特に留意願います。※以下は受給者が居住者である場合の取扱いとなります。

（1）講師謝金

講義等において講師等を務める者に支払う謝金は、本学の指揮監督の下、本学のカリキュラムに従って、定められた時間に定められた科目について講義等を行うことに対する対価として報酬を支払うものなので、本学と講師との間には雇用に類する関係があると考えられます。よって、その謝金は給与所得に該当するものとして取扱います。

なお、所得税の源泉徴収は、実施する業務内容によって判断する必要がありますので、謝金額の算出にあたって謝金支給基準の「講義謝金」単価を採用したものであっても、その業務が本学の指揮監督の下に行われると認められない場合は、所得税法204条の報酬・料金等に該当するものとして源泉徴収をすることとなります。

(2) 委員等謝金

委員等に対しての委嘱期間の有無によって取扱いが異なります。

あらかじめ一定の委嘱期間が定められているものは、たとえ委員会等に出席した場合にのみ謝金が支払われることになっていても、その謝金は給与所得に該当するものとなります。一方、委嘱期間が定められていないものは給与所得及び所得税法204条の報酬・料金等の何れにも該当しないため、源泉徴収を要しないものとして取扱います。

(3) 実験補助・資料整理等謝金

学生や社会人等に対して簡易な協力に対する謝礼として支払うものは、その業務内容を考慮すると、本学の指揮監督の下に、いわゆる従属的立場に基づいて役務を提供することによって報酬を得るものと考えられることから、給与所得に該当するものとして取扱います。

担当部署	財務部財務企画課財務企画係
内 線	4496

謝金及び賃金に係る源泉徴収の取扱い(平成25年5月20日通知)

対 象 者	支 出 内 容	税額表 (給与所得とするもの)		所法204条 (給与所得としないもの)		年 末 調 整	法 定 調 書		確 定 申 告	源 泉 徴 収 税 率
		甲 欄	乙 欄	該 当	非 該 当		給 与 支 払 報 告 書	支 払 調 書		税 率 の 算 出 方 法
九州大学職員(注1) ・常勤職員 ・非常勤職員	講師謝金等	○				△ (注2)	△ (注2)			「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄を適用 (ただし、運用上は直近の賞与時の税率を使用可)
	ホームステイ謝金				○					源泉徴収不要
	その他謝金	○				△ (注2)	△ (注2)			「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄を適用 (ただし、運用上は直近の賞与時の税率を使用可)
九州大学学生等 ・ティーチングアシスタント(TA) ・リサーチアシスタント(RA)	賃金(注3)		○				○		○	月額表乙欄を適用
	チューター謝金(注3)		○				○		○	月額表乙欄を適用
	その他謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率 源泉徴収不要
九州大学学生等 ・TA及びRA以外の者 学外者	賃金		○				○		○	月額表乙欄を適用
	実験補助・資料整理等謝金		○				○		○	月額表乙欄を適用
	委員会謝金(嘱託期間あり)(注4)		○				○		○	月額表乙欄を適用
	委員会謝金(嘱託期間なし)(注4)				○					源泉徴収不要
	講師謝金(注5)		○				○		○	月額表乙欄を適用
	チューター謝金		○				○		○	月額表乙欄を適用
	ホームステイ謝金				○					源泉徴収不要
	講演謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	指導・助言等謝金(専門的知識の提供を含む)			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	原稿執筆謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	原稿校閲・校正謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	翻訳謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	弁護士謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	通訳謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率
	筆耕謝金(卒業証書及び表彰状等の清書)				○					源泉徴収不要
	その他謝金			○				○	○	報酬・料金などに対する源泉徴収税率 源泉徴収不要

○は、謝金及び賃金に係るもの △は、謝金及び賃金に係るものであるが、主たる給与の年末調整時に主たる給与以外の給与所得として累計加算を要するもの

(注1) 九州大学職員への謝金支出については、給与と謝金の二重払いと受け止められかねないことから、原則支出できない。(参照「学内者への謝金の支出について」(平成17年6月14日付け九大主監第70号))

(注2) 年末調整に関しては、主たる給与の年末調整時に主たる給与以外の給与所得として累計加算して年末調整を行い、累計加算後の給与支払報告書(源泉徴収票を含む)を作成する。

(注3) 他学部の学生等に支払う場合の謝金及び賃金については、扶養控除申告書の確認が困難なため、月額表乙欄を適用する。

(注4) 嘱託期間とは、委員に対し一定の期間において委員委嘱が行われた場合の期間である。

(注5) ただし、その業務が本学の指揮監督の下に行われると認められないものは、報酬・料金等に対する源泉徴収として所得税法204条による源泉徴収を行う必要がある。

(注6) 本表は、居住者(国内に「住所」を有し、又は、現在までに引き続き1年以上「居所」を有する個人)に対して謝金等を支給する際の源泉徴収に係る取扱いを示したものです。